梓 AZUSA

CPLER Newsletter
2019.12.1 No.31

「梓」… 法曹分野に従事する早稲田大学校友（稲門法曹）と早稲田大学大学院法務研究科修了生・在学生および早稲田大学法学学術院教員を繋ぐ、法学情報・コミュニケーション誌。

＜開催報告＞ 2019年7月24日、早稲田大学法務教育研究センターによるリカレントセミナー講座講演会が開催されました。

法務リカレントセミナー講座「今こそ学ぼう！債権法改正」開催報告

法務研究科教務主任（学生担当）・法務教育研究センター副所長　白石（しらいし）　大（だい） 教授

民法の債権法分野における大改正は2017年5月に国会で可決・成立し，2020年4月より施行される。この改正法を学び，施行に備えることはすべての実務家法曹にとって必須のことと思われる。しかし，司法試験は試験日に施行されている法令に基づいて出題することとされているため，これまでの修了生は司法試験が終わるまでは改正前の内容を学習することを余儀なくされてきた。そこで，法務研究科の民法教員有志は，2019年度の司法試験受験を終えたばかりの修了生を主たる対象として，施行が間近に迫った改正債権法を学習する機会を提供すべく，「今こそ学ぼう！債権法改正」と銘打ったリカレントセミナーを2019年7月24日に実施した。

セミナーは3部構成で行われ，第1部では筆者（白石）が保証・債権譲渡・相殺などを，第2部では後藤巻則教授が解除・危険負担・定型約款を，第3部では秋山靖浩教授が消滅時効・売買・賃貸借などをそれぞれ取り上げて主要な改正点を解説した。受講者は約50名と盛況であり，改正法のエッセンスを学び取ろうと熱心に耳を傾ける姿が印象的だった。

今回の法改正による改正点は多岐にわたり，短時間のセミナーでそのすべてを網羅することはできなかったが，受講した修了生諸氏がこれをきっかけに改正債権法の学習を進められることを期待している。

法務研究科　2018年度修了生　冨田（とみた）　壮之（もりゆき）

今回の法務リカレントセミナー講座では、秋山靖浩先生、後藤巻則先生、白石大先生より、保証、債権譲渡、相殺、詐害行為取消権、消滅時効、契約不適合責任、解除、危険負担、定型約款といった債権法改正のポイントとなる分野を中心にご教授いただきました。

本講座は講義形式で行われ、現行法と改正法との比較や変更点の解説はもちろんのこと、事例をベースとして改正後では処理・結論においてどのような違いが生じるのかについて丁寧にご説明いただきました。さらに、改正法を適用するにあたって解消された問題だけでなく、改正後も依然として解釈に委ねられる問題、あるいは、改正により新たに生じることとなる問題についてのご指摘など、我々修了生が独学で学修するだけでは中々注意しきれない点についても、先生方から指導を賜ることができ、非常に有意義な時間を過ごすことができました。

また、司法試験も終わり結果が出るまで時間のある7月という時期に、先生方から債権法改正の概要をご教授していただけたことで、範囲が広く中々手を付けることができずにいた債権法改正について勉強を始めるきっかけを得ることができ、我々修了生にとっては、単に当日に講座を受講できたこと以上に有益な機会でありました。

最後となりますが、今回、債権法改正の狭間となる2018年度修了生を中心に、在学中に改正前民法を基に学修していた修了生に対して、改正法につきご教授いただける機会をつくっていただきました秋山先生、後藤先生、白石先生、並びに法務研究科の皆様にこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

稲門法曹会　理事会・総会・記念講演会・懇親会
合格祝賀会開催報告

2019年10月26日(土)に2019年度稲門法曹会理事会・総会・記念講演会・懇親会が、リーガロイヤルホテル東京にて開催されました。

理事会・総会の後には、鴨志田 祐美　弁護士による記念講演会、ならびに懇親会が開催されました。懇親会は、本年度司法試験合格者の祝賀会、昨年司法修習を終えた新人稲門法曹の歓迎会を兼ねて開催され、稲門法曹等が母校で再会・交流し、親睦を深める機会となりました。最後には、応援部のリードにより、全員で紺碧の空と校歌を斉唱し、散会となりました。

来年は10月3日(土)の開催を予定しております。多くの皆様のご参加をお待ちしておりますので、お声掛けのうえ、ぜひご参加ください。

2019年度 早稲田大学大学院法務研究科・国立台湾大学法律学院 学術交流ワークショップ開催

法務研究科教授・法務研究科センター副所長　杉本（すぎもと）　一敏（かずとし）

法務研究科は、国立台湾大学法律学院との協定に基づき、毎年、学術交流のワークショップを実施しています。今年は、10月9日に、国立台湾大学から３名の報告者の先生方をお迎えし、刑事法をテーマとしたワークショップが開催されました(於・早稲田大学27号館306教室)。第一報告「台湾刑事再審新制度４周年の回顧と展望」(報告者：謝煜偉副教授)では、台湾における刑事再審制度の近時の立法と、その運用の動向が紹介され、それに対して綿密な理論的検討が加えられました。第二報告「量刑に対する裁判員と裁判官との差異」(報告者：李茂生教授)においては、台湾の死刑判決に見られる量刑理由と、死刑の適否が問題となるケースについて台湾の裁判官60名、一般人90名を対象に実施されたアンケート調査の結果の分析が示されました。第三報告「ストーキング行為の犯罪化の動向」(報告者：王皇玉教授)は、ストーキング行為規制立法のあり方を(世界各国の立法例を参照して)幾つかのモデルに分けたうえで、台湾の法律案の内容・性格をそれらの各種モデルの中に位置づけ、分析を加えました。いずれの報告も、台湾の現状に関する貴重な情報提供を含むものであり、報告後には、コメンテーターおよび出席者も含めて活発な質疑・意見交換がなされました。

スイス・サンガレン大学東京モジュールについて

法務研究科教授　清水（しみず）　章雄（あきお）

法務研究科において、2010年から2019年まで、ほぼ毎夏、サンガレン大学ビジネス法学修士プログラムの東京モジュールが開催された。今年度で終了したこのプログラムは欧州の弁護士、法務や特許関係部門の企業人などを対象としていたが、サンガレン、チューリッヒ、フランクフルト、ルクセンブルグ、ブリュッセル、ニューヨーク、ハーバード、テキサス・オースティン、復旦そして早稲田の各大学で行われたモジュールの授業等に参加し、オンライン学習を行い、修士論文を提出すれば、サンガレン大学のExecutive Master of European and International Business Law E.M.B.L.-HSGという学位が受講者へ授与された。

東京モジュールは「日本における法とビジネス」という題目で実施され、学内外の関係分野の専門家と我が国で働く外国人ビジネスマンが英語で講義を行った。さらに、毎回、裁判所、特許庁、公取、法律事務所、企業法務部などのいずれかを見学した。

須網隆夫教授と清水が１週間にわたる授業等の内容を企画し、その実施に立ち会うとともに受講者のグループ発表と教場試験の出題・採点を行った。日本の学生より要求水準の高い受講者の要求に答えることができたのは、法務研究科事務所と早稲田大学アカデミックソリューションの職員のご尽力によるところが大きい。なお、本研究科の在学生と修了生も早稲田での授業に参加することが可能であったが、残念ながら、実際の参加者はごく少数であった。

世界医事法学会主催　年次大会第２５回大会開催のご報告

2019年8月6日～8日に、日本で初めて世界医事法学会（World Association for Medical Law）が主催する年次大会第25回大会が国際会議場で開催されました（Program Chairは法務研究科の甲斐克則教授）。

世界医事法学会は、医療・医学と法学・生命倫理・法医学の専門家が集う国際学会であり、世界約45カ国約450名の会員がおります。年次研究大会は、1967年にベルギーのゲントで第1回大会が開催されて以来、最近は毎年開催されており、2018年がイスラエルのテルアビブ、2017年がアゼルバイジャンのバクー、2016年がアメリカのロサンゼルスで開催されています。

今回は法務研究科が共催となり、世界医事法学会会長のトーマス・ノグチ博士（南カリフォルニア大学）および木村利人名誉教授（早稲田大学）による基調講演に加え、国内外の約150の口頭報告による30のセッション、および約50のポスターセッションを行いました。

世界52か国から約280人にご参加いただき、大盛況で幕を閉じました。

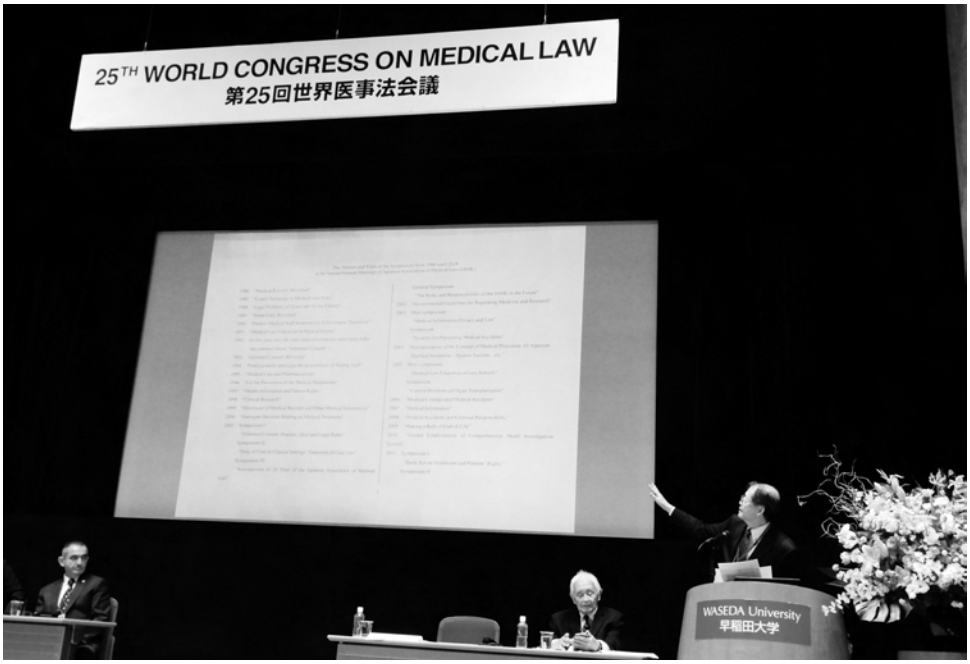

修了生チューターの活動報告

法務研究科　2018年度修了生　徳勝（とくかつ）　丈（じょう）

修了生チューターは、司法試験受験後から司法修習が始まるまでの期間、法務研究科において後輩指導にあたっております。個別ブースでの学修相談や、講義・演習形式でのゼミを行います。本年度は、百選判例の解説講義や未修者向けの答案作成指導ゼミ、各選択法の司法試験対策ゼミなどが企画されました。また活動の一環として、修了生から寄付していただいた書籍類を在校生に無償で配布する“サンクス・ロースクール・ドネーション”も開催するなど、様々な学修支援を行なっております。

また、来年から本格的に施行される改正債権法は、ロースクールの学生にとっても大きな関心事であることから、「改正民法で解く司法試験過去問プロジェクト」と銘打った新企画も実施しました。現行法を前提として作成されている司法試験の過去問を題材にして、これを在学生とともに改正債権法で再検討するというものです。新旧民法の比較を通して、改正民法の基本的な思考方法や新たな概念を学ぶ良い機会を共有できたと思います。

これからも学生に近い目線からのチューター活動が継続し、在学生の皆さんの目標達成の一助となることを願っております。

法律事務所・企業による合同説明会　開催報告

法務研究科キャリア支援室では、司法試験合格発表後の2019年9月20日（金）および25日（水）に27号館教室にて、修了生対象に「法律事務所・企業による合同説明会」を開催いたしました。法律事務所5所・企業7社の採用ご担当者様や法務ご担当者様に、採用情報や業務内容のご説明、就職活動のアドバイス等をいただきました。

本年度同キャリア支援室では、春に同様の説明会を開催する予定です。参加をご希望の方はぜひお問い合わせ下さい。

■早稲田大学法務研究科キャリア支援室Webサイト
https://www.waseda.jp/folaw/gwls/career/

令和元年（2019年）司法試験結果

●受験者２５２名（既修１５１名／未修１０１名）　**●合格者１０６名**（既修８３名／未修２３名）

本研究科の合格者数は全国５位ですが、合格率（４２.１%）は昨年よりも10ポイント近く上がり、未修者の合格者数は全国２位となりました。

2020年度より年1回の発行となります。

「梓」送付停止や、送付先のご住所・ご勤務先の変更等をご希望の場合は、以下の申請フォームにて申請をお願いいたします。代理の方による申請も可能です。なお、代理の方はお手数ですが、封書の破棄をお願いいたします。

＜申請フォームURL＞
https://www.waseda.jp/folaw/gwls/alumni/wls-news-letter/

早稲田　梓　**検索**

稲門法曹奨学金へのご寄付についてのお問合せ
早稲田大学大学院法務研究科
Tel：03-5286-1678　Fax：03-5286-1720

2019年12月1日　発行
編集・発行　早稲田大学法務教育研究センター
〒 169-8050　東京都新宿区西早稲田1－6－1
Tel：03-3208-9592 ／ Fax：03-5286-1720
Email：law-school-cpler@list.waseda.jp
http://www.waseda.jp/folaw/cpler/